

第5章 情報通信業

1. 情報通信

情報通信とセキュリティ

2024年、中国の5Gやギガビット光ファイバーなどの新型情報インフラ建設はさらなる発展を遂げた。2024年の電話サービス利用者は3,920万人の純増で19億5,600万人となった。うち、携帯電話は17億9,000万人、固定電話は1億6,700万人であった。また、ブロードバンドアクセスユーザーは6億7,000万人となった。

2024年の中国情報通信マーケットの状況

携帯電話利用ユーザー、ブロードバンドアクセスサービスの状況

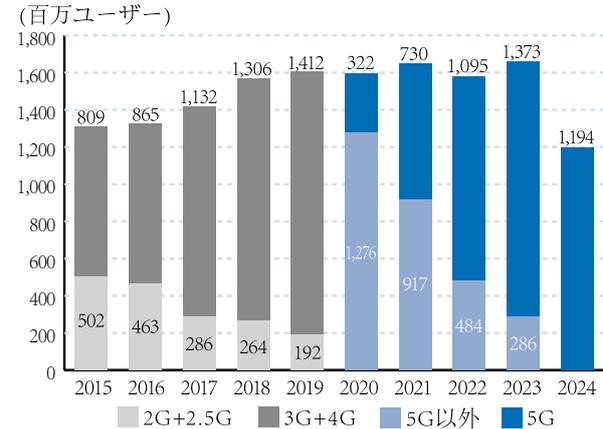
中国の携帯電話加入者数は、2024年12月末時点で17億9,000万人となり、年間で4,601万人の純増となった。5Gの加入者数は10億1,400万人で、携帯電話全体の加入者数の56.7%を占めた。固定電話の加入者総数は1億6,700万人で、年間では682万人の純減となった。2024年12月末時点で、ブロードバンドアクセスユーザー数は6億7,000万人に達し、年間3,352万人の純増となった。このうち、通信速度が100Mbps以上のブロードバンドユーザー数は6億3,600万人で、年間3,433万人の純増となり、前年末と比べて0.3%増加した。1,000Mbps以上のユーザーは2億700万人で、前年末から4,355万人の純増となった。

表1: 電話サービスとブロードバンドアクセスサービスのユーザー数 (単位: 人、%)

携帯電話	ユーザー数	17億9,000万
	普及率	127.1%
固定電話	ユーザー数	1億6,700万
	普及率	11.8%
ブロードバンドアクセス	ユーザー数	6億7,000万
	1,000Mbps以上	2億700万
	100Mbps以上	6億3,600万

出所: 工業情報化部「2024年通信業統計公報」(2025年1月26日発表)

図1: 携帯電話ユーザー数推移



注: 1) 2020年以降は5Gユーザーと5G以外の2G+3G+4Gユーザーの合計

2) 5G以外のユーザー数について、中国聯通は2022年以降、中国移动、中国电信は2024年以降共に非公開

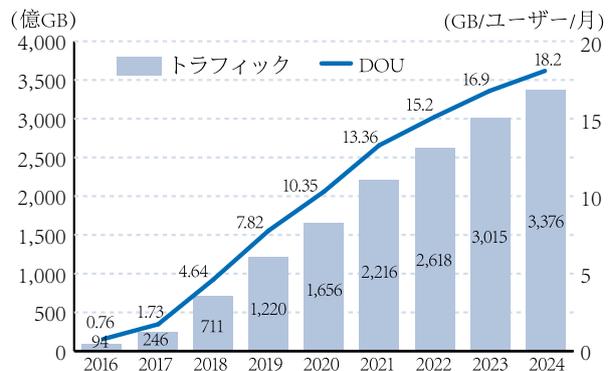
3) 5Gユーザーは三大通信事業者が公開した5Gプランの契約者数

4) ユーザー数は2024年12月末時点の数値

出所: 中国移动、中国电信、中国聯通各社の公式ウェブサイト公開情報

2024年、ショート動画、ネットライブ中継などの普及に伴い、モバイルインターネットトラフィックは、継続的に増加した。2024年のモバイルインターネットのアクセストラフィックは3,376億ギガバイトで、前年比18.2%増となり、月間ユーザー当たりのトラフィック (DOU) は、19.7ギガバイト/ユーザーとなった。

図2: 移動通信トラフィック推移



出所: 工業情報化部「2024年通信業統計公報」(2025年1月26日発表)

データセンター、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、モバイルIoTなどの新興業務は急速に発展し、新興業務の収入占有率は前年の21.6%から25%に上昇、特にビッグデータは前年比69.2%増となった。2024年末時点で、モバ

イルIoTユーザー数は26億5,600万人（前年は23億3,200万人）に達し、携帯電話ユーザー数と比べて8億6,600万人上回っている。

出所：工業情報化部「2024年通信業統計公報」

中国通信キャリア3社の状況

5Gプランの契約者数は、2024年末時点で、中国移动が5億5,240万人、中国電信が3億5,100万人、中国聯通が2億9,044万人と、3社合計で11億9,384万人に達した。中国移动は依然としてトップの地位を維持し続けている。

表2：中国通信キャリア3社のユーザー数
(単位：百万人)

		中国移动	中国電信	中国聯通
ユーザー数	携帯電話	1,004.32 (1.13%)	424.52 (4.11%)	-
	5G	552.40 (△30.47%)	351.48 (9.34%)	290.44 (10.61%)
	固定電話	-	96.9 (△4.08%)	-
	ブロードバンド (有線)	314.57 (5.48%)	190.16 (3.83%)	-

注：1) () 内は前年比
2) ユーザー数は2024年12月末時点の数値
3) 5Gユーザーは三大通信事業者が公開した5Gプラン契約者数
出所：中国移动、中国電信、中国聯通各社の公式ウェブサイト公開情報

その他設備の拡充状況

2024年に移動通信基地局は102万6,000カ所新設され、基地局総数は1,265カ所に達した。このうち4G基地局の総数は711万2,000カ所、5G基地局は425万1,000カ所となった。

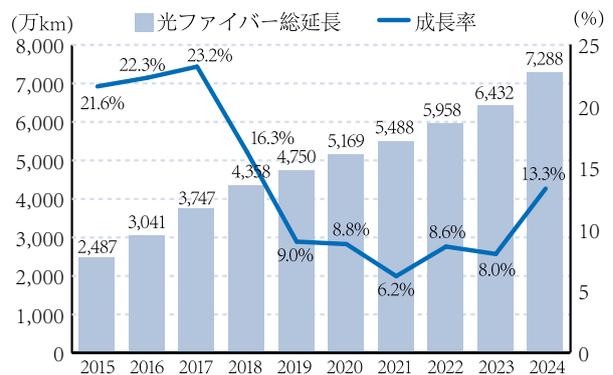
なお、2024年の全国の光ケーブル回線の総延長は7,288万キロメートルとなっており、前年比で856万2,000キロメートル延長された。

図3：基地局建設状況



出所：工業情報化部「2024年通信業統計公報」(2025年1月26日発表)

図4：光ファイバー総延長推移



出所：工業情報化部「2024年通信運営業統計公報」(2025年1月26日発表)

インターネット利用者の状況

2024年12月の中国インターネット利用者数は11億800万人となり、2023年12月より1,608万人増加した。インターネット普及率は78.6%に達した。また、「村村通」という農村部までインターネットサービスを提供させる政策の後押しもあり、2024年12月時点で、農村部のインターネット利用者数は3億1,300万人となり、全体利用者の28.2%を占めることとなった。

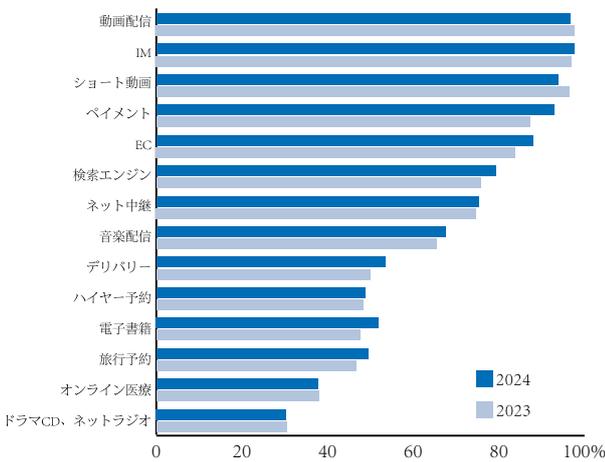
各種インターネットサービス利用も増加の傾向にある。2024年12月末時点で、インスタント・メッセージング (IM) の利用率は97.6%で、ユーザー数は10億8,100万人に達した。動画 (ショート動画を含む) サービスのユーザー規模は10億7,000万人に達し、特にショート動画のユーザー数は10億4,000万人で、インターネット全利用者の93.8%に達した。ECサイトの利用率は87.9%で、ユーザー数は9億7,400万人に達した。

図5：インターネット利用者と普及率の推移



出所：中国インターネット信息中心「中国インターネット発展状況統計報告 (2024年12月)」

図6：インターネットサービス利用状況



出所：中国互聯網絡信息中心「中国互聯網絡發展狀況統計報告（2024年12月）」

2024年の主なトピックス

- 2024年4月8日、工業情報化部から「付加価値電信サービスの対外開放拡大に向けた試行業務に関する通告」が公布され、2024年10月23日から施行された。試行地域は、北京、上海、海南、深圳の各指定地域であり、試行範囲として、①インターネットデータセンター（IDC）、②コンテンツ配信ネットワーク（CDN）、③インターネットサービスプロバイダー（ISP）、④オンラインデータ処理と取引処理、⑤情報配信プラットフォームや配信サービス、⑥情報保護、処理サービスの業務において、外資出資比率制限が撤廃された。
- 生成AIは、世界から注目をあびる人工知能の重要な分野である。中国の国家インターネット情報弁公室（網信弁）において、これまで302件の生成AIサービスが登録されているが、このうち2024年には、238件が登録された。ユーザー規模は2億4,900万人に達し、総人口の17.7%を占めている。
- 2024年11月25日、工業情報化部が「5G大規模利用“揚帆”（船出）行動のアップグレード法案」を公表した。2027年末までに5G普及率85%を目指すとして、①一般消費分野や産業・公共分野での普及、②5G産業の推進、③インフラ整備、④エコシステム構築などが示された。同法案は2021年に公表された「5G利用“揚帆”行動計画」をアップデートしたものである。

2025年の展望

工業情報化部の全国産業情報技術会議において、2025年に新しい情報インフラ建設の協調開発を促進するための政策と措置を導入することとなる。例として、①5Gおよびギガビット光ネットワークの構築を加速、②「ブロードバンドフロンティア」の建設を開始、③「ダブルギガビット」ネットワークの開発のための政策と措置を改善、④累計450万を超える5G基地局の建設、⑤データ処理センターの建設

レイアウトの最適化を秩序正しく推進し、「ネットワークへの共同コンピューティング」へアップグレードを加速する必要があることを明らかにしている。工業情報化部と他の6部門が以前に発表した「コンピューティングインフラの高品質な開発のための行動計画」においても、2025年までにインテリジェントコンピューティングの割合が35%に達し、高度なストレージ容量の割合が30%以上に達するという明確な開発目標を提唱している。

2025年1月2日、工業情報化部が光通信ネットワークの10ギガビット帯域実現に向けたパイロット拠点に関する通知を発表した。対象は住宅、工場、園区であり、各地の通信管理局が中心となり推進することとなる。

情報セキュリティおよびデータ産業振興施策の動き

中国政府は、サイバーセキュリティ法（2017年施行）、データセキュリティ法および個人情報保護法（ともに2021年施行）のいわゆるデータ三法を基礎として、情報セキュリティ関連制度の強化およびアップデートを積極的に進めている。

個人情報保護

個人情報の関係では、2024年3月に公布・施行された「越境データフローの促進・規範化規定」により、多くの日系企業が中国国外への越境移転の際に煩雑な手続をとる必要がなくなった。ただし、機微な個人情報は緩和の対象外であること、また、個人情報同意書の取得や個人情報保護影響評価（PIA）の作成が不要となったわけではないことには注意が必要である。

またそのほかで日系企業が今後注意する必要があると考えられるのが、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」である。同弁法は2023年8月に意見募集が行われ、その後2025年2月公布・同5月施行されたもので、1,000万人超の個人情報を取り扱う企業・組織は少なくとも2年に1回コンプライアンス監査を行うことなどを定めているが、それ以外の企業についても「自らの状況に応じて、定期的に個人情報保護コンプライアンス監査を行う頻度を合理的に決定するものとする」（国家インターネット情報弁公室によるQ&A）としており、同弁法に付属する「監査の手引」や今後公布される標準などにに基づき、自身もしくは専門機関に委託して定期的にコンプライアンス監査を実施することが求められている。

重要データ

中国政府は、企業や組織が持つデータを、その重要性の高い順から「核心データ」「重要データ」「一般データ」に区分し、前2者については目録を作成して当局に提出することや、その取り扱いや保存、移転に関しては特別の対応をとるよう求めている。そこで問題となるのが、どういったデータが「核心データ」「重要データ」に当たるのかという識

別基準である。2024年3月に公布された国家標準 (GB/T) 「データセキュリティ技術 データ分類・等級区分規則」はその一般規定となるものであり、その後これに基づいて、各製品・業種ごとに規定が策定されるのかと思われたが、これまでのところ、業界標準「工業分野の重要データ識別ガイドライン」(2024年11月意見募集実施)や団体標準「データセキュリティ技術 動力蓄電池データ分類・等級区分ガイドライン」(同年8月意見募集実施)といった少数の基準案が公になったのみである。

しかしその一方で、「ネットワークデータセキュリティ管理条例」(2024年9月公布・2025年1月施行)は、重要データの識別や目録策定、重要データ処理者に対する各種義務、違法行為に対する罰則を定めており、各企業は社内的重要データの扱いや越境移転について、具体的にどのような対応が求められるのか、最新の情報を確認する必要がある。

データ産業振興

中国政府は、データ産業を次世代の重要産業の一つとしてだけでなく、既存産業をアップグレードするエンジンとしても重視しており、これまでも「データ基盤制度を構築してデータ要素の役割をより良く発揮させることに関する意見」(いわゆる「データ20条」)や「デジタル中国建設のための全体レイアウト計画」「データ要素×3カ年行動計画(2024-2026年)」などといったデータ関連政策を打ち出したほか、2023年10月には担当部署である国家データ局を設置した。

2024年もデータ産業振興の基礎となる制度整備が精力的に行われた。データ分野の標準策定の枠組みを定めた「国家データ標準体系構築ガイドライン」(2024年9月発表)や、データインフラ整備の方向性を示した「国家データインフラ整備ガイドライン」(同年12月発表)といった政策方針に加え、「企業のデータ資源の開発・利用の促進に関する意見」や「データ産業の質の高い発展促進に関する指導意見」(ともに同年12月発表)、「データ流通セキュリティ・ガバナンスを改善し、データ要素市場の価値化をより促進するための実施計画」(2025年1月発表)などといった産業・ビジネス振興策が次々と打ち出されている。今後、中国においてはデータ産業および産業のデータ化が急速に進むと考えられるが、円滑な発展のためには適切なセキュリティ管理、特に中国国外とのデータのやり取りがどれだけスムーズに行われるのかにかかるところが大きいと思われる。

< 建議 >

1. 電信業務ライセンスに関する外資規制の緩和
一部試行地域における外資出資比率の緩和策

として、工業情報化部から「付加価値電信サービスの対外開放拡大に向けた試行業務に関する通告」が2024年4月8日に公布されたものの、魅力的なICTサービスを実現し、利用者の利便性向上と利用促進を図り、中国の情報通信市場の活性化、多様化をさらに進めることを目的として、外資系事業者に対する以下の規制緩和を要望する。

① 外資系事業者による電信サービス再販へのさらなる規制緩和

トータルなICTサービス提供のためにはワンストップで顧客に提供することが求められる。特に外資系顧客には外資系事業者が顧客対応するケースが多い。すでに、工業情報化部より、外資系事業者がモバイル通信の再販業務の経営を申請し、相応の電信業務経営許可証を取得申請することを認める関連政策が公布されているものの、外資系事業者が電信業務経営許可証を取得するにあたって直面する実際の困難は、国内資本事業者よりも大きいのが現状であるため、電信サービス再販に関するさらなる規制緩和を要望する。

② 付加価値電信サービスのライセンス取得に関する外資規制の緩和

データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、2024年10月23日に施行された一部試行地域以外では依然として外資の参入規制が設けられている。外資系企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制を緩和することを要望する。

2. 情報セキュリティ関連

③ 重要データをはじめとする情報セキュリティ制度の制定・運用における企業への配慮

情報セキュリティに関する弁法や標準、ガイドライン等の策定が進められている。これらの策定過程において、外資企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展を妨げることや、外国製品やサービスを差別的に取り扱われることがないように、制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望する。

また運用においても、企業が法令遵守を適切に行うことができるよう、解釈の明確化、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答および説明会の開催、過去に企業から受けた質問を踏まえたFAQを作成・公表するなど、予見可能性を高め、ユーザーフレンドリーな

改善を行うよう要望する。

さしあたり企業にとって影響が大きいと考えられるのが、重要データの扱いである。先述の通り、重要データ識別の一般的基準となる、国家標準(GB/T)「データセキュリティ技術 データ分類・等級区分規則」が公布・施行されたことで、製品別の規則が今後策定されるものと考えられる。その策定に当たっては外資系企業を含む当該業界の意見を取り入れることに加え、データの分類・等級区分の作業時間を十分とるよう要望する。

④ 「データフリーフローウィズトラスト」のコンセプトに基づくデータセキュリティ関連政策の策定

個人情報や重要データの国内保存義務・国境移転制限(データローカライゼーション)規制は、グローバルな企業活動を阻害する恐れがある。データの流通は信頼に基づき自由に行われることが重要であり、データセキュリティにかかわる政策は、2019年6月のG20大阪サミットで提唱された「データフリーフローウィズトラスト(DFFT)」のコンセプトに基づき策定されることを要望する。